一一三番一　十三号
一〇六番一　十四号
一〇二番一　十五号
一一五番一　十六号
八六番　十七号
八五番　十八号
八〇番　十九号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
海岸寺沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と昭和五十九年建設省告示第千二百六十四号で指定した同号二に掲げる土地に存する標柱八号を結んだ線、同八号と同四号を結んだ線、同四号と次に掲げる土地に存する標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十九年建設省告示第千二百六十四号で指定した同号二に掲げる土地を除く。）
長野県松本市大字入山辺
字花倉山　八七九七番一　一号
字日向山　八七八九番一　二号及び三号
字村上　八七二九番イ　四号及び五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
崩沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県大町市平
一三四六二番一　一号
一三四五一番　十六号
一三四三九番　十七号
字伝刀城
一七六三〇番　二号
一七六二九番　三号
一七六二六番　四号
一七六一二番　五号
字小屋敷
一七六〇一番　六号
字水ノ尾
一七五二〇番　七号
字南入日向
一七五一八番一　八号から十一号まで
一七五〇五番　十二号及び十三号
字大窪
一七四七九番　十四号

字フナクボ
一七四六五番　十五号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梶本沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号を順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号で指定した梶本沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線の梶本沢右岸に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷
一四五三一番　一号
一四五三六番　二号
一四四六一番一三　三号
一四五四〇番二　四号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清水沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
長野県北安曇郡白馬村大字北城
字久保畑
一五三一九番から一五三二一番まで
字小高畑ヶ
一五三二二番から一五三三〇番まで
一五三七六番ニの一から一五三七六番ニの三まで
字宮ノ下
一五四三八番ロ
字宮の沢
一五四四〇番から一五四四二番まで
一五四六一番
一五五〇七番
字向ノ平
一五四四三番及び一五四四四番
一五四五六番イ及び一五四五六番ロ
一五四五七番から一五四六〇番まで
字明賀畑
一五四六二番
一五四六六番
字堰上
一五四六七番
字稲場
一五七九〇番

ロ　次に掲げる標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の清水沢川の中心線から左右各岸六メートルまでの土地の区域（イで指定した土地の区域を除く。）
長野県北安曇郡白馬村大字北城
字宮ノ沢
一五五〇七番　一号
字宮ノ下
一五四三八番ロ　二号
一五四三〇番三　四号
字清水
一五五三一番　三号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十八号までを順次結んだ線及び標柱五号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで指定した土地の区域を除く。）
長野県北安曇郡白馬村大字北城
字込山
一五六六六番　五号
字横前平
一五六一二番ロ　六号
字上ノ山
一五三一四番　八号
一五四七六番　七号及び十四号
一五四七九番　十五号
字久保畑
一五三一五番　九号及び十号
一五三一九番　十一号及び十二号
一五四七四番　十三号
字堰上
一五六一〇番　十六号
字横前
一五六八四番　十七号
字ヒトロ
一五六八〇番　十八号
字山越
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第三百二十一号で指定した同号五に掲げる土地を除く。）
長野市信更町赤田字戸口
六四一番一　一号及び二号
六四八番　三号
六〇八番への一　四号
六二四番　五号
六二八番三　六号
六三九番三　七号
六三九番一　八号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
長野県北安曇郡小谷村大字中小谷
字タキノ上
丙一五九四番ロ
丙一五九七番一
丙一五九八番一
丙一五九九番及び丙一六〇〇番
丙一六〇一番一
丙一六〇一番三
丙一六〇二番
丙一六〇六番
丙一六〇七番一
丙一六〇八番イ
丙一六〇九番から丙一六一二番まで
字小池
丙一六三二番から丙一六三四番まで
丙一六三五番イ及び丙一六三五番ロ
丙一六三七番ロの二
丙九三二三番
丙九三二四番一から丙九三二四番五まで
丙九三二六番二から丙九三二六番四まで
字春木場
丙九二九四番及び丙九二九五番
字三枚田
丙九三三五番から丙九三三八番まで

○国土交通省告示第七百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年六月二十二日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尺里川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第八十六号で指定した土地の区域及び昭和十四年内務省告示第四百二十九号で指定した土地の区域を除く。）